### オンライン交流事業等におけるWEB会議サービス運用ポリシー

#### 1. 目的

船橋市地域子育て支援課、船橋市南本町子育て支援センター及び船橋市高根台子育て支援センター(以下「子育て支援センター」という。)においてオンラインでの交流会、相談、講座等の事業を実施する際の、WEB会議サービスの利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

# 2. 用語の定義

- (1)オンライン交流事業 子育て支援センターが、就学前の乳幼児と保護者及び妊娠中の方を対象として、WEB会議サービスを利用して実施する交流会、相談、講座等の事業 (以下「オンライン事業等」という。)
- (2)WEB会議サービス クラウド型ビデオ会議サービス
- (3) 利用者 オンライン事業等におけるWEB会議サービスを利用するすべての者
- (4)参加者 利用者のうち、オンライン事業等に申し込んで参加する就学前の乳幼児と保護者及び妊娠中の方
- (5)インターネット回線 利用者が電気通信事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる、電気通信サービス

#### 3. 運用主体

オンライン事業等を実施する際のWEB会議サービスの運用主体は、船橋市(地域子育て支援課)とする。

### 4. 必要な環境

- (1)WEB会議サービスの利用で必要となるインターネット回線、インターネット回線に接続できる端末(パーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット等)及び同端末で使用するWEBカメラ、マイク、スピーカー等の環境を準備し、原則、利用者負担とする。ただし、船橋市が必要と認めた参加者については、可能な範囲で、船橋市地域子育て支援課及び子育て支援センターにおいて必要な環境を貸与する。
- (2)利用者は、必要に応じて使用する端末にWEB会議サービスのソフトウェアをあらかじめインストールする。
- (3)参加にあたっては、参加者が準備したインターネット回線及び環境に不具合があった場合、オンライン事業等に参加できないことをあらかじめ承諾するものとする。

# 5. ID等の管理

- (1)利用者は、WEB会議サービスの提供者が定める規約等を遵守し、WEB会議サービスの利用に係るID及びパスワード(以下「ID等」という。)を、オンライン事業等に参加しない第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならない。
- (2) I D等の管理不十分、使用上の過誤、及び第三者の不正使用等による損害の責任は、その一切を利用者(参加者)が負うものとする。

(3)利用者がID等を紛失し、又は盗まれたとき、及びそれが原因で第三者にWEB会議サービスの不正利用、又はWEB会議サービス用システムへ不正アクセスされていることを知ったときには、直ちに船橋市地域子育て支援課にその旨を連絡するとともに、船橋市地域子育て支援課から指示ある場合は、これに従うものとする。

## 6. 禁止事項

利用者は、次に規定する事項を行ってはならない。これらに違反した場合、船橋市は、利用者をオンライン事業等から強制退去としたり、以後の参加を断ることがある。

なお、利用者の違反行為による損害の責任は、その一切を利用者が負うものとする。

- (1) 有害なコンピュータプログラム等を、送信または書き込む行為
- (2) 第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (3) 第三者を誹謗もしくは中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
- (4) オンライン事業等の映像、写真、音声をSNSなどに投稿する行為
- (5) 第三者の財産、又はプライバシーを侵害する行為
- (6) 事実に反する情報、または意味のない情報を書き込む行為
- (7)公序良俗に反する内容の情報、文章及び図形等を、他人に公開する行為
- (8) WE B会議サービスの利用に不要な個人情報を他人に公開する行為
- (9) 保護者の同意無く、未成年者のみでWEB会議サービスを利用する行為
- (10)その他法令に違反する行為
- (11) WE B会議サービスの提供者が定める規約等に違反する行為

## 7. 免責事項

- (1) 船橋市は、オンライン事業等におけるWEB会議サービスの利用に関して、利用者が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わない。
- (2) 船橋市は、利用者がオンライン事業等におけるWEB会議サービスの利用によって、他の利用者又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わない。

## 8. 個人情報の取扱い

船橋市は、オンライン事業等におけるWEB会議サービスの運用に係る個人情報について、 船橋市個人情報保護条例(平成17年条例第6号)に基づき、適正な取り扱いに努める。

#### 9. その他

このポリシーに定めるもののほか、オンライン事業等におけるWEB会議サービスの利用に関し必要な事項は、船橋市地域子育て支援課にて協議し、決定するものとする。